【規程番号　神女大Ｖ－039】

神戸女子大学外国人留学生に関する学部における研究生規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）のいずれかの学部において、研究を希望する外国人の受け入れに関し、必要な事項を定め、学術交流の促進と学術の進展に寄与することを目的とする。

（出願資格）

第２条　外国人研究生の出願資格は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 日本において大学を卒業した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。

（出願期間）

第３条　本学のいずれかの学部において研究生を志願する者（以下「研究生志願者」という。）は、所定の期日までに出願すること。

（出願書類）

第４条　研究生志願者は、次の各号に掲げる書類を提出する。

(1) 出願書類（所定のもの）

(2) 研究計画概要

(3) 履歴書および3ヶ月以内に撮影した写真1枚

(4) 最終学校の卒業証明書および成績証明書

(5) 出身大学長等による推薦書（書式自由）

(6) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願3ヶ月以内に作成したもの）

(7) 日本語能力を客観的に証明する書類（出願書類に明記されているもの）

(8) 住民票の写し（提出）および在留カードまたは外国人登録証明書（提示）

(9) 保証人誓約書（所定の用紙）

（研究期間）

第５条　研究期間は1年または半年とする。ただし、第3条の手続きを経て、さらに1年の延長を許可することができる。

（選考）

第６条　学部における研究生は当該学科で選考の上、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（研究生証明書）

第７条　研究生として半年以上在学した者には、願い出により研究生証明書を与える。

（懲戒）

第８条　研究生の懲戒については、本学学則第57条の規定を準用する。

（検定料及び入学金等）

第９条　研究生志願者は出願時に検定料10,000 円を納入する。

２　研究生を許可された者は、所定の期日までに入学金50,000 円を添えて入学手続きを行う。授業料は前・後期に分けて、所定の期日までに各期150,000 円を納付する。納付した検定料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。学期途中での休学・退学については神戸女子大学学則に準じる。

また、実験・実習費を徴収することがある。またさらに1年の研究生の延長を志願する者は、所定の期日までに検定料10,000 円と第４条３号・４号を除く各号の書類を提出する。

（補則）

第10条　この規程の改廃は、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成24年10月1日から施行する。

２　大学院研究生については別途定める

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。